

公害防止に係る環境管理の在り方に関する報告書(案)に対する意見の概要及び回答案

No.	該当頁	該当項目	意見の概要	意見理由等	回答案
1	1	. 1(1) タイトル等	「公害防止に対する重要性の認識が相対的に低下」との表現を削除する。	公害防止に対する重要性の認識が「相対的に低下」との表現が多々記述されているが、一部事業者の不適正事案をもって、恰も全ての事業者、産業において公害防止に対する重要性の認識が相対的に低下しているとの誤解を社会に与える。確かに1970年代当時に比べ、現在は地球温暖化等種々の環境問題への対応が事業者に求められているが、同時に公害防止に関する規制は一層強化されている。従って、公害防止に対する重要性の認識が相対的に低下することはなく、従来にも増して企業の社会的責任を果たすべく殆どの事業者は日々努力している。また、過去の経験、実績で積上げられた能力により公害防止に対応しており、新規問題が生じたからといってその認識、能力が低下はしていない。	これまでも多くの事業者で公害防止に対して取り組まれていると考えられますが、今回の検討の背景として、昨今、一部の事業者において公害防止管理者による測定データの改ざんが明らかとなり、公害防止に係る環境管理に綻びが生じているのではないかと考えております。報告書(案)6ページに記載したとおり、不適正事案の内部調査結果にも、工場幹部から従業員に至るまで、公害防止の重要性の周知、意識付けが徹底していなかったとの指摘があり、今般の不適正事案は公害防止に対する重要性の認識が「相対的に低下」した結果と考えられます。また、環境問題への社会的関心が産業公害から大きく広がりをみせており、公害防止対策を定型的な保全業務とみなす場合が見受けられ、1970年代当時に比べ、公害防止の重要性に対する認識が相対的に低下していると推察しております。
2	1	. 1(1) 12行目	「法令違反(基準値超過、情報改ざんや秘匿)に対する事業者への法的制裁」を削除する。	1ページの下から14行目の「これらの不適正事案は、以下のように、・・・当該事業者や・・・様々な負の影響をもたらすと考えられる。」とする前文の事例として示しているが、当該事業者の法令違反に対する法的制裁が当該事業者に負の影響をもたらすことは当然のことであり、そのため罰則規定が法令に定められている。その観点から事例として示すことは不相当である。	当該部分は公害防止に係る環境管理に綻びが生じ、測定データの改ざん等の不適正事案を起こした場合に、事業者や地域社会にどのような負の影響をもたらすかを示したものです。法令違反に対する法的制裁は不適正事案が事業者にもたらす負の影響のひとつであり、これらを明示することによって事業者の経営層の公害防止に係る環境管理業務の重要性に対する認識を高め、長期のリスクマネジメントの一環として取り組んでいただけたと考えております。
3	1	. 1(1) 15行目	「特に、データ改ざんという不正行為は、事業者が自ら記録する環境に関するデータの真実性に対する信頼を失墜させ、国民の公害防止に対する「安心」を大きく損ねることになった。」を削除する。	1ページ上から17-19行目の段落と同一主旨であるにもかかわらず、この文章は本報告書の「ガイドライン」としての範囲を越えて、「告発書」としての意味合いが強く感じられる。この文章は、従来より適正に公害防止の業務を遂行している業界を初めとする全産業を適用対象とする「ガイドライン」には適切な表現ではない。	当該部分は、事業者の行う公害防止に係る環境管理業務については、地域住民など利害関係者からの社会的な要請として、産業公害を引き起こさないということだけでなく、信頼性のある環境データが提供されてこそ信頼が得られるという、「安心」の確保が必要不可欠であることを示したものです。上記の考え方は事業者が地域住民などからの要請を満たしながら実効性のある公害防止に係る環境管理を実施する上で欠かせない視点であると考えております。

4	1	1(2) 下から1 行目	「今般の不適正事案は、事業者の公害防止対策への信頼を確保し、国民の「安心」を確保する上で極めて深刻な問題である。」を削除する。	「今般の不適正事案」という用語は「告発書」にふさわしい。1行上の文章に続くとすれば少なくとも「今回の事例」とすべきである。また、この文章は(2)の文脈にそぐわず、単に「安心」を掲げて全ての企業を対象として声高に告発しているかのごときである。この文章は、従来より適正に公害防止の業務を遂行している業界を初めとする全産業を適用対象とする「ガイドライン」には適切な表現ではない。	当該部分は、事業者の行う公害防止に係る環境管理業務については、地域住民など利害関係者からの社会的な要請として、産業公害を引き起こさないということだけでなく、信頼性のある環境データが提供されてこそ信頼が得られるという、「安心」の確保が必要不可欠であることを示したものです。上記の考え方は事業者が地域住民などからの要請を満たしながら実効性のある公害防止に係る環境管理を実施する上で欠かせない視点であると考えております。
5	3		報告書には記載されていないようであるが、工場内で、地方自治体と住民との窓口となる総務部、教育などを担当する人事部など、工場全体が、一体となって公害問題に対応することが必要である。3頁の表1の違反事例はこの点にも欠けていたのではないか。		不適正事案等を踏まえた公害防止に関する環境管理の課題整理(報告書(案)P6~9)では、地方自治体・地域住民とのコミュニケーション不足や人材育成に関わる課題としてあげており、御指摘の点も含めた課題整理を行っております。
6	5	2	不適正事案の発生の構造的背景を図2に「背景・動機」と「体制・仕組み上の問題」として捉えているが、この認識は的が外れている。したがって、の基本的方向性、の具体的方策も的が外れている。	の1. 不適正事案の概要で示されている6事例はいずれも書換え・虚偽に関するものであり、この構造的背景は単に図2にあげている背景・動機と体制・仕組み上の問題ではない。真の構造的背景は経営理念・行動指針等により培われる企業倫理・企業風土ともいふべきものの欠如に絡む要因が大きいと考えられる。さらには内部統制、経営者による自己評価、外部監査による検証等の仕組みの欠如も当然ながら要因となるであろう。不適正事案の発生の防止には企業倫理の確立、内部統制の実践との結びつけでの対応が必要であり、これは単に公害防止や環境経営の範疇ではなく企業経営そのもののあり方として取り組んでいくことが必要である。この取組には行政も縦割りではなく総合施策として強力に推進していくことが望まれる。	不適正事案の発生の防止には、企業倫理の確立、内部統制の実践と結びつけて対応することが必要であると考えております。経営理念・行動指針等により培われる企業倫理・企業風土の重要性については、報告書(案)10ページに記載したとおり、経営者自らが環境管理における社会的な要請とその重要性を理解し、全社的な方針を定め、そのための体制整備を図ることが全社的環境コンプライアンスの柱であると考えております。また、事業者の具体的方策として、報告書(案)18ページ以降に、本社・環境管理部門における全社的な環境管理の取組として企業経営リスクとしての認識の形成を掲げ、多重的なチェック・管理体制の整備など具体的な方策を掲げています。なお、御指摘を踏まえ、「公害防止に関する環境管理の課題整理」を「環境管理に対する認識の問題」と「体制・仕組み上の問題」に整理いたしました。
7	5	2	不適正事案の発生の構造的背景(説明文および図2)は「経営幹部・管理者による重要性の認識」と「体制・仕組み上の問題」として捉えるべきではないか。	の2. 不適正事案の発生の構造的背景(説明文および図2)は経営幹部・管理者重要性の認識と体制・仕組み上の問題として説明されており、用語が整合性・正確性に欠ける。また、このことは、後述するの基本的方向性の部分でもつながりがよくない。	報告書(案)6~7ページに記載したとおり、経営層、工場幹部、従業員の公害防止業務に対する認識の低下や地方自治体・地域住民とのコミュニケーション不足等は環境管理の綻びとなる「環境管理に対する認識の問題」として整理しました。また、これらを踏まえてにて「全社的環境コンプライアンスの実践」を掲げております。

8	7	3. (2)	<p>「公害防止統括者が理解せず、遵守に対する認識が希薄だったから改ざんなどの行為を見逃す結果となった。」と推察していますが、ここには、環境管理ないしはマネジメント出来ない経営者を弁護する説明になっている。また、「改ざんなどの法令違反は罰則に加えて経営責任を問われる恐れがある。」と記述していますが、これは論拠が本末転倒であり、罰則を逃れるためいやいや法令を遵守するのではなく、気概を持って経営に当たり、従業員を指揮、監督すべきと考える。</p>	<p>経営者たるもの事業に係る全ての法令・協定に遵守しているかを管理できる体制、仕組みを作り常に関心を寄せることです。 意識が希薄ではなく、経営者としてやるべきことを実行しなかったことが原因です。 つまり、経営のP-D-C-Aが回っていないことが原因です。</p>	<p>報告書(案)6～7ページに記載したとおり、環境管理に対する認識の問題として、経営層も含めた「公害防止関連業務に対する重要性の認識の低下が考えられることから、経営層が公害防止業務の重要性を認識した上で、全社的な取組方針を再認識し、具体的計画を着実に実行することを求めています。</p>
9	7		<p>公害問題以外も含めて(たとえば最近の談合問題)度重なる大企業の法令違反は、公害問題に止まらず、市民の事業者に対する社会的信頼を大きく損ない、私の専門である化学物質の安全性についての、リスクコミュニケーションにも影響することを認識して貰いたい。</p>		<p>報告書(案)1ページにおいて、測定データの改ざんという不適正行為が、事業者が自ら記録する環境データへの信頼を失墜させ、国民の公害防止に対する「安心」を大きく損ねることになったことを指摘しております。 また、報告書(案)22ページにおいて、地域住民等に対して、環境管理活動に関する情報提供を積極的に行うなどの地域とのコミュニケーションを図ることを掲げております。</p>
10	8	3. (5)	<p>「現場担当者とその上司とのコミュニケーションの不足」「迅速に連絡」が求められる。としていますが、指摘はあまりにも枝葉末節であり、これが出来ない経営者はその資質を問うべきです。</p>	<p>経営の仕組みを確立することが経営者の責務であり、コミュニケーションや連絡は、経営幹部が指示し部下にやらせる業務です。 ただし、マイナスの情報を極度に嫌う経営者に正しい緊急情報は入ってきません。</p>	<p>不適正事案の内部調査結果においては、環境法令違反を未然に防ぐための担当者や管理職のコミュニケーションが十分でなかったこと、経営層、本社管理部門が現状の問題点を十分に把握していなかったことが挙げられており、これを事例として課題を整理しました。 本社経営層と本社環境管理部門の役割については、報告書(案)11ページにおいて、環境管理部門が現場からの報告、提案、要求の把握に努めつつ、環境管理計画を提案し、経営層がそれを決定することを提示しております。</p>
11	8	3. (5)	<p>最初の3行と最後の2行とが似通った表現になっているかに思われますので、後段を 「このため、環境データの適切な管理と評価は、異常事態の感知並びに環境汚染拡大の未然防止の観点から重要である。また、この評価結果を工場内外に迅速に連絡する体制を構築する事が求められている。」</p>		<p>御指摘を踏まえて、「このため、環境データの適切な管理と評価は、異常事態の感知及び環境汚染拡大の未然防止の観点から重要である。また、この評価結果を工場内外に迅速に連絡する体制を構築することが必要である。」に修正いたします。</p>
12	10	1	<p>「全社的環境コンプライアンス」は、「(全社的)環境コンプライアンス」とすべきでないか。</p>	<p>ERM(環境リスクマネジメント)あるいはRMの基盤となる「基本目的」や「行動指針」を全社に徹底・浸透させることが大切で大前提だが、このことについての表現・説明が弱い。唯一、同項目下に「方針の明確化」として、「経営者自らが環境管理における社会的な要請とその重要性を理解し、全社的な方針を定める。」とあるが、これは直接的には環境管理および環境経営におけるリスクマネジメントの重要性に関する方針であるが、さらにその前提あるいは基盤となる、経営理念や行動基準が明確で社会から受け入れられるものでないと、環境経営あるいはその手法としての環境リスクマネジメントは受け入れられないものとなる可能性が高い。</p>	<p>報告書(案)10ページに記載したとおり、事業者が公害防止についての社会からの要請に応えるためには、経営者から従業員に至るまで公害防止に関する環境管理の重要性を再確認した上で適切な環境管理活動を主体的に進めることにより、環境管理上の問題発生を未然防止したり、問題を早期に見出し是正していくなど、まさに全社的な活動が不可欠と考えます。このため、改めて全社的に取り組む姿勢を強調するため、「全社的環境コンプライアンス」との表現が適切であると考えております。</p>

13	13	. 4	「実質的なP - D - C - Aサイクルを実践することが重要である。」の記述の中に、ISO14001が「参考」として取り上げられています。この環境マネジメントシステムを中心に据えて、この仕組みを活用するよう、指導すべきです。	「公害防止」ではなく、環境に配慮する高い理念、気概で経営システムを確立すべきです。個別の項目を関連無くバラバラに説明しても、経営者が責務を果たすことが出来ません。是非、経営システムとしてISO14001環境マネジメントシステムを強化していくことが最重要事項と考えます。	事業者向けガイドライン(案)とISO14001との関係については報告書(案)13ページに整理しております。 ISO14001等の導入により整備されたPDCAマネジメントシステムを用いて、事業者向けガイドラインを踏まえた具体的な活動を実施することで、より実効性あるものとする可以考虑しております。
14	15~18	章1	IT化により測定データの改ざんや隠蔽を防止する場合の有効な具体的対策として、電子署名とタイムスタンプの利用を推奨していただきたい。	排出等データの計測から報告書作成の一連のプロセスにおいて、作業者の手作業は故意による改ざんや人為的ミス等を作り出す要因となるため、データの真実性を高めるためにはIT化が必要不可欠と考えます。 (中略) IT化によって工場内部での排出等測定データの改ざんや隠蔽を防止する仕組みを構築する場合には、内部不正を防止し、企業ぐるみの不正をも抑制する具体的手法として、電子署名とタイムスタンプの利用を推奨すべきである。	御指摘を踏まえて、報告書(案)16ページの先行事例において、「データ改ざんが物理的に不可能な計測システムや、電子署名、タイムスタンプなど測定データの改ざんを防止するシステムを導入する」に修正いたします。
15	18	. 2 . (1)	「 定期的なマネジメントレビューを実施する。」を追加する。	マネジメントレビューは、環境管理業務全般の見直しを行います。特に内外の緊急事態や事故から得られる情報を、改善のチャンスとして活用することが必要です。最近、同じような不適正事例が繰り返されています。これは、外部の不適正事例を対岸の火事として見過ごしているところに原因の一つがあると考えています。	御指摘を踏まえて、報告書(案)18ページの先行事例において、「経営幹部による『マネジメントレビュー』や『マネジメント・サイト・パトロール』を定期的実施するとともに、安全方針を直接現場に伝達する。」に修正いたします。
16	18		法令上は先ず工場長(公害防止統括者)の責任であるが、何よりも会社のトップが先頭に立って、法令遵守を全社員に徹底することが重要である。その点後述するように先行事例に何件も見られることを、模範としてもらいたい。		報告書(案)18ページにおいて本社・経営層の取組の具体的方策として、排出データの改ざんなどが長期の経営リスクとなることを認識し、公害防止に関する環境管理の全社的な基本方針を策定し、管理・実践することなどを掲げております。
17	21	. 3 . (3)	第5回検討会資料「公害防止に関する環境管理の在り方検討骨子案」22ページの同一項における3ポツ目「国による公害防止統括者への教育・・・再講習の在り方について検討する。」をとして追記する	環境実務研修の充実における国の役割を最終報告書で削除するのは、国が責任放棄をしたと取られる恐れがある。	報告書(案)28ページにおいて国及び地方自治体による取組において、公害防止管理者等の再教育制度の検討及び実施について記載しております。
18	21	. 4 . (1)	第5回検討会資料「公害防止に関する環境管理の在り方検討骨子案」23ページの同一項における4ポツ目「行政においては、日頃の環境管理部門とのコミュニケーションを通じて、・・・事業者と情報共有化を図る。」をとして追記する	「4. 利害関係者とのコミュニケーションへの取組」において、行政(地方自治体)が事業者とのコミュニケーション充実を図るという重要な課題を最終報告書で削除するのは国及び行政の責任放棄と受け取られる恐れがある。	報告書(案)25ページにおいて地方自治体の取組として、事業者とのコミュニケーションの実施や啓発活動について記載しております。

19	21	3. (1) ヒント中	事故・トラブルが起きた場合、「『マニュアルを守らなかったのが原因』等で片付けず、根本的な原因を究明し、その原因を除去する方策を行う。更に、必要ならば予防処置を講ずる。」を追記する。	事故の原因除去は、是正処置で、必要な場合予防処置まで行なうことが必要です。	御指摘を踏まえて「事故・トラブルが起きた場合、『マニュアルを守らなかったのが原因』等で片づけず、根本的な原因を究明し、その原因を除去する方策や予防措置を社内全体に定着させる。」に修正いたします。
20	14～23	全体	～ に記述されていることは、環境マネジメントシステムの一部です。「内部監査」、「経営者による見直し」などの重要な経営システムの要素が入っていません。また、P-D-C-Aのサイクルをどのように回すか、明確ではありません。「環境情報をデータベース化する」(17ページ)と記述していますが、データベース化する段階で改ざんが行われる恐れがあります。常に、現場の生の測定データ、分析データをチェックすべきです。総合的に、経営者がどのようにモニターし、検証し、改善していくか不明です。	～ に記述されていることは各階層、各部門が実施すべき事項を記述していますが、経営システムとしての有機的な生きた仕組みになっていません。マネジメントシステムを利用すべきです。	「内部監査」については報告書(案)20ページにおいて本社・環境管理部門による多重的なチェック・監視体制の整備として記載しております。また、「経営者による見直し」については、報告書(案)18ページの本社・環境管理部門における取組として記載した全社的な基本方針を策定し管理を実践すること、長期のリスクマネジメントの一環として取り組むものであると考えております。 経営システムとしての環境コンプライアンスの考え方は で記載しており、PDCAサイクルの各段階で実践すべきことは報告書(案)13ページに記載しております。さらに「データのチェック」については、報告書(案)16ページに多重的なチェックが働く仕組みの構築を記載しております。
21	24	関連	地方自治体における報告書の活用にあたっては、事業者の自主性を損なうような規制的な運用がなされることのないよう留意すべきと考える。	報告書(案)P2「事業者の産業公害防止体制の整備に関する中間報告」抜粋に、「事業者は、内部からの自発的な意志によって公害の防止に取り組む積極的な姿勢を確立することが最も肝要である。」とあるように、公害防止への取組は事業者の自主性が重要と考えられる。同報告書(案)は、事業者の自主性を重んじたものとなっていると思われ、また、同報告書における事業者向けガイドラインは、公害防止に関する環境管理体制の構築に取組む際の参考となる行動指針と位置付けられており、公害防止に取り組むにあたっては、事業者の自主性が重要であると考えられるため。	事業者向けガイドラインは、事業者が実効性のある公害防止に関する環境管理に取り組むための行動指針を示すものであり、事業者は本ガイドラインを基に主体的な取組が求められます。ただし、報告書(案)14～15ページに指摘しているとおり、事業者に画一的な取組を求めているのではなく、業種、規模に応じた事業者の創意工夫により、効率的かつ効果的な取組が求められます。 また、地方自治体においては、報告書(案)24～26ページに指摘しているとおり、公害防止組織整備法に制定されている地方自治体の役割を再認識した上で、工場における公害防止業務の履行状況を適切に把握するとともに、工場に対し適宜適切な公害防止の取組を促すこととしております。 今後、事業者向けガイドラインについては、説明会、シンポジウム等を通じて、事業者や地方自治体関係者に広く周知いたします。
22	25		多年にわたる排出測定データのごまかしなど、自治体の責任でもある。立入検査でサンプリングをしていないのだろうか。自治体も公害問題に対するかつての緊張感がゆるんでいるのではないか。これでは地方分権も危ぶまれる。		報告書(案)24～26ページにおいて地方自治体と事業者の公害防止に係る円滑なコミュニケーションが重要である旨指摘し、地方自治体は、届出時、報告徴収、立入検査時等の機会をとらえ、事業者と情報交換・情報共有を行うべきことを記載しております。

23	27	サブタイトル等	「ガイドラインの実効性の確保」とすると、ガイドラインに強制力を持たせるようなイメージがあるため、「ガイドラインの活用促進」「ガイドラインの活用を促し」の方が適用ではないか。また、～のトーンは「期待される」「望まれる」「求められる」「努める」であるのに対し、の1「事業者及び産業界の取組」だけは「必要である」との記述が目立ち、違和感がある。(トーンをあわせるべき。)	ガイドラインは、「事業者による主体的な公害防止に関する環境管理を促進する」という目的を達成するために活用することができるツールの1つであり、活用を強制すべきものではない。	事業者向けガイドラインは、事業者が実効性のある公害防止に関する環境管理に取り組むための行動指針を示すものであり、事業者は本ガイドラインを基に主体的な取組が求められます。しかしながら、報告書(案)14～15ページに指摘しているとおり、事業者に画一的な取組を求めているものではなく、業種・規模に応じた事業者の創意工夫により、効率的かつ効果的な取組が期待されます。 このため、御指摘を踏まえ、事業者の取組については、「必要である」に統一して修正いたします。
24	21、28		大気、水質の公害規制は、現在もしばしば改正されている。このfollow up 教育は重要である。		報告書(案)20～21ページに事業者による従業員教育への取組として、環境法令の改正や環境技術の進展に対応する社内外の研修を継続的に活用することを掲げております。 また、報告書(案)25ページに地方自治体の取組として、公害防止管理者等の選任等の届出時において、公害関連法令の改正内容等について周知を図ることを掲げております。
25	28	2.(2) 4行目	「公害防止組織法に基づく施行状況を把握、確認する。」は「公害防止関連法規および公害防止組織整備法に基づく・・・」に修正すべき。	本来、大気汚染防止法等の法令違反状況を確認して、その内容が安心できる状況かをデータで確認すべき。限定した事案のみではなく、地方自治体の違反指導データ全体からガイドラインの改善点を検討すべき。 なお、新たな措置は、法令違反に対しては罰則を強化すべきで、公害防止組織整備法で対応すべきではない。 大気汚染防止法などの法令遵守が重要であり、これらの違反行為について適切に情報公開を含めて対応し、違反の撲滅をはかるのが本筋と考える。	御指摘を踏まえて、「公害防止関連法規及び公害防止組織整備法に基づく施行状況を確認、把握する」に修正いたします。
26	28	2.(2) 2行～	「国は、フォローアップのための検討の場を……その結果を公表する」と記載されているが、フォローアップにあたっては、CSRレポートなどを活用し、事業者に大きな負担が生じないように工夫すべきである。	事業者は、様々な手段で自らの取り組み状況を公表しているため、これらを活用することで二度手間となるのを避けるべきである。	フォローアップについては、今般の不適正事案の発生の重大性に鑑み厳格に行う一方、そのやり方については、事業者に過度な負担を掛けるものとならないよう配慮いたします。

27	全体		<p>本報告書を周知するにあたっては、記載された事項全てを実施しなければならないという誤解を与えないよう留意すべきである。</p>	<p>本報告書は、事業者の自主的な取り組みの参考となる行動指針（p. 2「本検討の目的と留意点」に記載）と位置づけられている。仮に、本報告書の内容を網羅的に実施すべきとなれば、事業者の主体性を損ねるばかりか、事業者の実態に合わない取組を強いられることになり、かえって実効性を失うおそれがある。</p>	<p>事業者向けガイドラインは、事業者が実効性のある公害防止に関する環境管理に取り組むための行動指針を示すものであり、事業者は、本ガイドラインを基に主体的な取組が求められます。ただし、報告書(案)14～15ページに指摘しているとおり、事業者に画一的な取組を求めているものではなく、業種・規模に応じた事業者の創意工夫により、効率的かつ効果的な取組が求められます。 今後、説明会、シンポジウム等を通じて、事業者や地方自治体関係者に広く周知いたします。</p>
28	全体		<p>各企業は、現在ISO14001取得等による自主的な管理レベルの向上へ向けた活動を推進し成果も上げてきており、この仕組みと今回の取り組みの棲み分けを明確にしていきたい。現在の努力が無駄にならない、二重の取り組みにならないような仕組みの検討をお願いしたい。</p> <p>自主評価等の仕組みを構築するとなっているが、各業界特有の対応状況も踏まえて法対応の状況レベルを公平性や透明性を担保してデジタルに評価する基準や仕組みを策定できるのか疑問がある。公平性や透明性を確保できる仕組みにしないと特定の業界・企業の取り組みに関して国民から誤解を招き、努力している組織が報われないことにもなるので配慮が必要である。</p> <p>現状レベルから考えて、法的な対応についての自主的な取り組み（ボランティア）を各組織や業界が策定推進することにより、その達成状況を行政等がフォローすることが現実的に実践できる方策と考える。</p> <p>実質的な法対応レベルの大幅な底上げ向上を図るのであれば、法律の拡充も視野に入れて検討して行くことが肝要である。</p>		<p>については、報告書(案)13ページに記載したとおり、ISO14001は、環境管理全般における内部統制の手法を示したものであり、事業者向けガイドラインは、この中の公害防止に関して具体的な行動指針を示したものです。</p> <p>については、本報告書(案)の主旨は、事業者が環境管理に取り組む際に参考となる行動指針を示したものであり、本ガイドライン及び先行事例を参考に、事業者が主体的に取り組むことが期待されます。</p> <p>また、報告書(案)28ページにあるように、ガイドラインを踏まえた事業者の主体的な取組が着実に進むよう、事業者の取組状況を適切にフォローアップすることとしております。さらに、本フォローアップの結果も踏まえて、本ガイドラインの見直しとともに、必要な措置について制度的な対応も含め検討を行うこととしております。</p>
29	全体		<p>現在、日本審査登録機関協議会（JACB）は、多発している環境に関する法令違反、意図的な法令違反への対応のための参考指針を作成中です。これは、環境マネジメントシステムが、意図的な法令違反に対して抑止力として働き、経営に対して有効な仕組みとなると考えているためです。また、ISO14001の認証を取得している組織が、環境に関する意図的な法令違反に対する認証一時停止、取り消しなどの処置、処分を明確にすることも含む予定です。経営者の責務を明確する仕組みでもあります。従って、もう少しISO14001の活用を記述願います。</p>	<p>規制当局が、厳しく法令違反を取り締まっていくことも、改善策のひとつですが、環境マネジメントシステムを活用し、経営者が自主的・自律的に組織を取りまとめ、法令順守していくことが、規制当局をサポートしていくこととなります。マネジメントシステムが、社会制度として更なる信頼を得られるよう、日本認証登録機関協議会（JACB）は今後も研鑽を重ねていく所存です。</p>	<p>事業者向けガイドライン(案)とISO14001との関係については報告書(案)13ページに整理しております。</p> <p>ISO14001等の導入により整備されたPDCAマネジメントシステムを用いて、事業者向けガイドラインを踏まえた具体的な活動を実施することで、より実効性あるものとする可以考虑しております。</p>

30	全体	<p>委員に中小企業と思われる2名の方がいるのは、大変良いが、中小企業は業種も多く、多岐にわたるので、東京商工会議所などの意見も聞くとよい。東京商工会議所の「企業行動規範」は第一に法令遵守を掲げている。2番目が顧客（消費者）の信頼獲得である。10番まである。ホームページで見られるが大変立派だと思う。</p>		<p>報告書(案)28ページに、国及び地方自治体の取組として、事業者向けガイドラインの普及啓発及び先行事例の情報提供の推進を掲げております。今後、中小事業者の具体的な取組事例については引き続き情報収集を図り、ホームページに公開するなど情報提供に努めてまいります。</p>
31	全体	<p>このパブリックコメントでは、参考資料も含めて意見を求めているのは大変良い。</p>		<p>御意見ありがとうございます。今後とも広範な意見募集に努めてまいります。</p>